

エコアクション21の課題と今後のあり方

エコアクション21 中央事務局 事務局長 森下研

1. はじめに

持続可能な社会を作っていく目的で創設されたエコアクション21認証・登録制度（エコアクション21）は、間もなく認証・登録させていただく事業者様の総数が7,000を超えるまでに成長しました。

これも全国の地域事務局及び審査人の皆様のお陰であるとともに、真摯にエコアクション21に取り組んでいただいている事業者様のお陰であり、この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第です。

そして図1を見ていただきますと、これは過去7年間の認証・登録数の推移です。これまでは順調に認証・登録数が伸びており、一定の社会的評価を受けていると考えられます。しかし、これを1年間ごとの新規の認証・登録数の比較（図2）で見ますと、なかなか厳しい状況にあると言えるのではないのでしょうか。今のままで新規の認証・登録が順調に増えていくという状況ではありません。しかも、エコアクション21の認証・登録事業者様の多くが中小企業であり、不況の影響を直接受け、非常にきびしい状況に直面しています。景気の変動や不況にどう対応していくのかということも私たちも考えなければなりません。右肩上がりで認証・登録数がどんどん伸びていくという時代は終わりつつあるのではないかと私自身は認識しています。この傾向を今後どのように変えていくのかということが、私たちに課せられた課題であると思っていますところでは。

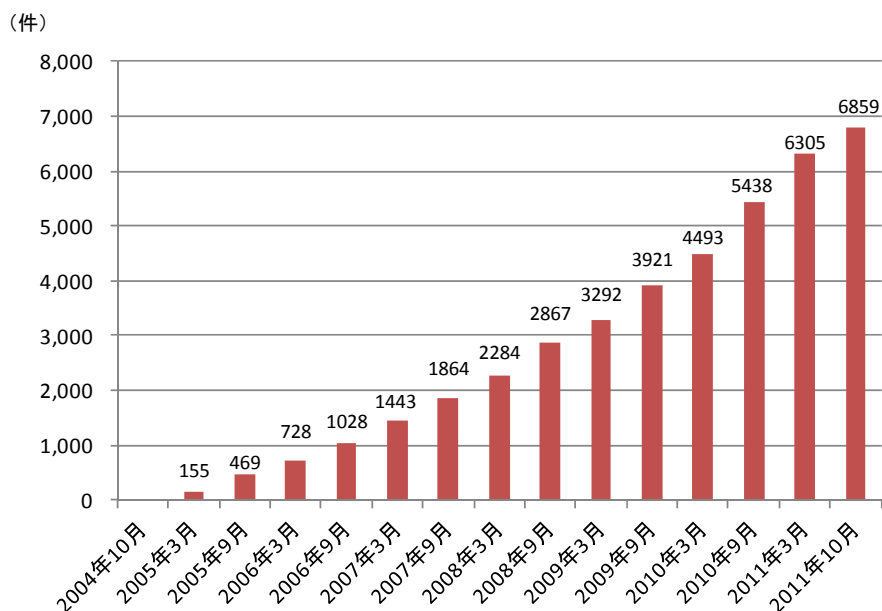


図1：認証・登録件数の推移

2004年の事業開始より、認証・登録数は順調に増加し、現在では、約6,900事業者を認証・登録している

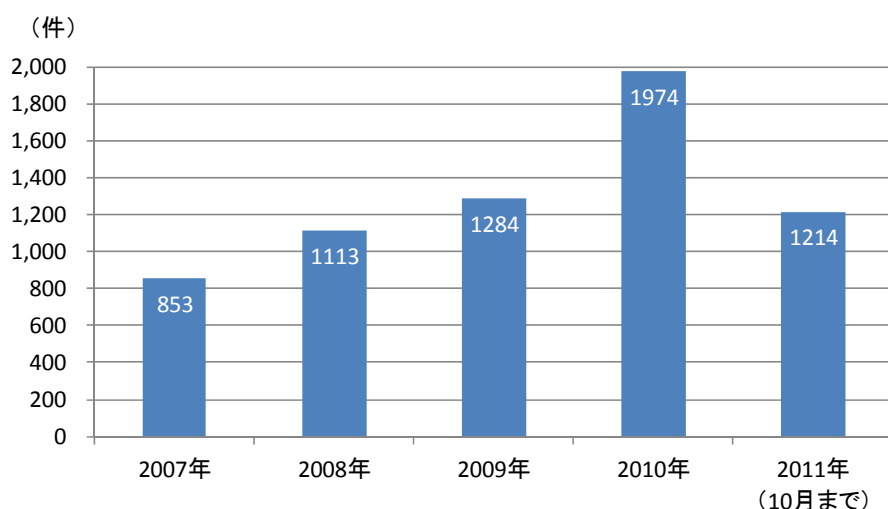


図 2：年度別の新規認証・登録件数

年度別の新規認証・登録事業者数は、2010年度までは対前年度比 1.5 倍程度で増加しているが、2011年度は前年度実績を下回る可能性がある

金沢大会の閉会に当たり、このような問題意識を踏まえ、エコアクション 21 の課題と今後のあり方について述べさせていただきたいと存じます。

2. 業種別ガイドライン

それでは最初に、業種別ガイドラインの策定状況をご報告します。現在、各業種別ガイドライン（暫定版）については、環境省の検討分科会においてガイドライン 2009 年版への準拠性の審議を受けている状況です。環境省によりますと、12 月に環境省の検討会が開催され、その後、環境省から発行する予定と聞いています。

まだ暫定版が発行されていない産業廃棄物処理業向けガイドラインについても同様に、環境省がガイドラインを策定し、その後半年程度の周知期間を経て、1 年間が移行期間となります。ですから、来年になりましたら、産業廃棄物処理業向けガイドラインに関する審査人及び地域事務局の皆様に対する研修会を開催する予定であります。

3. 社会制度としてのエコアクション 21 認証・登録制度の運用～持続可能な社会構築を目的とした社会的事業の実施～

さて、エコアクション 21 は認証・登録数が 7,000 件の制度となったわけですから、そのような社会的な事業を担う者として、今まで以上に信頼性、公平性、透明性が確保された制度となるよう努力をしていかなければなりません。

そのためには、様々な皆様と連携しながらエコアクション 21 を運営していきたいと思っています。

そして、制度の信頼性・透明性を確保するための情報公開については、今でも審査や判

定の基準、すなわち「審査及び判定の手引き」を公開してきましたが、そのような情報の公開も含めて、様々な情報の公開を引き続きしっかりと行っていきたくと思っています。

次に、公正な事業運営を行っていくために「公正性委員会」を設置して、その委員会が中央事務局の運営について監査するという形にしていくことを検討しています。さらにそれを受けて、地域事務局の運営については、中央事務局がチェックをさせていただくという体制になっていくと思っています。

また、エコアクション21は中央事務局がすべてコントロールして、中央事務局の指示に地域事務局や審査人の方々が従うという制度ではありません。地域事務局と審査人の皆様が主体となり、それぞれの地域において事業者様を含めた地域密着型の運営を目指していくことが、これからもエコアクション21認証・登録制度が発展する上での鍵になると思っています。

さらに制度ができてから7年経ちましたが、現在のエコアクション21認証・登録制度を将来を見据えて改革改善していかなければならない時期にきていると思っています。これまではできなかった制度の改革改善のための取組みに、いよいよ着手し、中央事務局、審査人、地域事務局のあり方について見直していく所存です。

4. 今後の発展に向けた「新たなチャレンジ」と課題

エコアクション21が今後も発展していくためには考えなければならないことが幾つかあると思います。

まずは、この全国大会のテーマでもありました「事業者様の役に立つエコアクション」とするためには、どうすべきかということです。事業者様から「エコアクション21に取り組んで良かった、認証・登録して良かった」と評価される制度にするためにはどうしたらよいか。エコアクション21への取組みが、企業の経営価値、企業価値の向上に結びつくようにしていかなければならないと思っています。

「経営の役に立つ」ということについて、これまでのエコアクション21がしっかりとその役割を果たしてきたのか、関係者一同が改めて自問自答し、経営の役に立つエコアクション21にするために、もう一度原点に立ち返ることも含めて、どうすればよいかを考える時期にきているのではないのでしょうか。そして2度、3度、さらには4度、5度と認証・登録の更新を迎える事業者様が、このままエコアクション21を続けていこうと思っただけのようにするにはどうしたらよいか、ということも考えていかなければなりません。

一方で現在の地球環境は非常に大きな危機を迎えています。皆さんご存知のように、タイでは大きな洪水が起きていますし、ニューヨークでは10月にしては初めて大雪になりました。さらに振り返りますと、四国・和歌山を中心に史上稀に見る大豪雨が襲い、1年間の降雨量を超える雨がたったの2、3日で降るといった異常な状況など、世界中で気候変動による異常気象が多発しています。

そういう中でこのエコアクション21というのはまさにエコ、環境に関する取組みであ

り、エコアクション21が伸びる、発展していくことが、最終的には地球環境問題の解決に貢献していかなければならないということです。「エコアクション21の認証・登録数は増えたけれども環境は全然よくなっていない」、「日本の中小企業の環境対策は進んでいない」というようなことになったらエコアクション21の存在意義が問われます。

以上のことから、制度創設から7年が経過をしたことを踏まえて、エコアクション21自体も次のステップに進んでいかなければいけないと考えています。この制度においては、全国に54の地域事務局と819人の審査人の方々がいます。これらはこの制度の特徴であり、大きな「資源」と言えます。この枠組みや資源を使った新しい方向性を、今後皆様と一緒に検討していく必要があります。

一つの制度、一つのやり方で10年を超えて発展をし続けるということは非常にむずかしいと思っています。一方で、エネルギーマネジメント、カーボンマネジメント、認証規格ではありませんがISO26000、温室効果ガスの排出権取引など新しいガイドラインやシステムが誕生しています。これらに対してエコアクション21はどう対応していくのかということを考えなければなりません。

経営に役に立つエコアクション21ということで、この2日間議論をしていただきました。ぜひ今回の金沢大会での議論、意見をご参考にさせていただいて、同様のテーマで、各地域の審査人、地域事務局の皆様には再度、それぞれの場で議論を深めていただきたいと思えます。

第一分科会のまとめの議論は非常に有意義でした。これは何らかの形でホームページなどに載せるなりして、皆様にはお配りしたいと思っています。ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。第二分科会で行われた10人ぐらいで議論をして、本音を語り合う方法をぜひ皆様も行ってみてください。そして第三分科会のように事業者の本音を直接お聞きするというのも重要なことです。

各地域の審査人、地域事務局の皆様におかれては、それぞれの地域で、今回と同様の議論をもう一度行っていただきたいと考えています。

5. 今後に向けて（個人的見解）

最後にまだ個人的な見解ということとお断りをさせていただいた上で、今後に向けての問題提起をさせていただきます。

まず第一に、エコアクション21に係わるすべての関係者の力量を高めていくということが重要です。そのためには事業者様の取組がエコアクション21ガイドラインに適合しているかどうかを、適切に審査、判定、指導助言することが、事業者様の経営の役に立つ、経営効率の改善や環境負荷の削減につながるということを再確認していく必要があると思えます。原点はガイドラインです。

第二に、制度の信頼性を高めていくために、制度の見直し、改善、改革を行っていかねばいけないと考えています。昨年度の群馬大会の閉会のときにも申し上げましたが、改革には痛みが伴います。その痛みを乗り越えて制度の信頼性を確保し、よりしっかりと

したものにしていきたいということです。

第三に、ガイドライン 2009 年度版への改訂において、製品・サービスに関する取組み目標の策定が追加されました。経営の役に立つということは、正にこの製品・サービスに関する取組みをいかに進めていくのかということだと思っています。そして全社で効果を上げることができる EMS のあり方を検討して行かなければならないということです。

第四にも 2009 年度版への改訂で「全組織を対象」にエコアクション 2.1 に取り組んでいただくことがガイドラインに明確に位置付けられました。その場合、全社を完全に同じ EMS のシステムで覆わなければいけないとか、現地審査もすべてを対象にしなければいけないなどの誤解があるように思います。全社はカバーしなければなりません、EMS の仕組みは、その会社の中の、それぞれの部門等の負荷の状況や規模によってメリハリがあつてしるべきあり、そういうメリハリのある EMS をそれぞれのお客様の規模、業種に合わせて提案していく必要があると思います。

第五に、環境効果の「見える化」を推進する必要があります。エコアクション 2.1 はパフォーマンスを重視して、二酸化炭素、ごみ、水を必須項目としていますが、残念ながらそれらがエコアクション 2.1 の取組みによってどれだけ減ったのか、どれだけ効果があつたのかということがまだ十分に見える化できていないという反省をしています。場合によっては審査報告書や環境活動レポートの中にそういうことを盛り込んでいくことを考えていかなければならないでしょう。

第六に、エコアクション 2.1 らしい EMS を考えていかなければなりません。2009 年版へのガイドライン改訂に伴い、ISO14001 に近づいたのではないかとご批判を受けることがあります、そういうことはまったくありません。エコアクション 2.1 らしい EMS を考える、原点への回帰が必要です。審査において重箱の隅をつつく、細かなことを指摘するのではなく、パフォーマンスを改善できる EMS をしっかりとみんなで考えていく必要があります。形式的な審査に陥りやすいところは改め、私も含めて反省しなければいけないと思っています。

第七に、エコアクション 2.1 の強みは環境活動レポートにありますから、この環境活動レポートを今後もっと活用する方策を考えていく必要があると考えています。

ぜひ各地域でこれらの点について議論をしていただくとともに、中央事務局においても皆様とともに議論しながら、次の 10 年のエコアクション 2.1 の将来像を考えていきたく思っています。エコアクション 2.1 の発展と持続可能な社会を作っていくために、皆様とともに一步一步、前を向いて歩いていきたく思っています。